

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1273100113 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 金谷温清会
ショートステイサービス 金谷の里

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 金谷温清会
(2) 法人所在地 千葉県富津市金谷 1912 番地の 2
(3) 電話番号 0439-69-8400
(4) 代表者氏名 理事長 平 冨 一 良
(5) 設立年月 平成 8 年 12 月 17 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 19 年 1 月 1 日指定
千葉県 1273100113 号
- (2) 事業所の目的 要介護状態となっても、個々がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ショートステイサービス金谷の里
- (4) 事業所の所在地 千葉県富津市金谷 1912 番地の 2
- (5) 電話番号 0439-69-8400
- (6) 施設長(管理者) 脇 坂 和 弘
- (7) 当事業所の運営方針 契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように支援を行い、契約者の心身機能の維持ならびに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。また、利用者とその家族との連携を図り、地域のさまざまな関連機関と協力しながら総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成 10 年 6 月 16 日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	業務時間内

- (10) 利用定員 指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業と併せて 20 人
- (11) 実施地域 富津市・鋸南町
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
2 人部屋	2 室	※多床室扱いとなります。
4 人部屋	4 室	多床室
合計	6 室	
食堂	1 室	共有
機能訓練室	1 室	共有
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽/一般浴槽
医務室	1 室	共有
静養室	1 室	1 床

※上記は、厚生労働大臣が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

--

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	常勤換算で21名以上	21名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	常勤換算で3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 栄養士	2名	1名
8. 医師（嘱託）	1名	必要数

※職員の配置については、指定基準を遵守しており介護老人福祉施設（定員50人）と併せて配置しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 医師	第1・3月曜日、第2・4金曜日
2. 介護職員	早朝：AM 7:00 ～ PM 4:00 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00 遅番①AM 9:00 ～ PM 6:00 遅番②AM 10:00 ～ PM 7:00 夜勤：PM 4:30 ～ AM 9:30 常勤換算で21名以上が勤務しています。
3. 看護職員	勤務時間 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00 常勤換算で3名以上が勤務しています。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供しています。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 事業所が提供する基準介護サービス

<サービス概要>

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていま
す。

(食事時間)

朝食 7:30～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食:17:30～19:00

③入浴

原則として入浴又は清拭を週2回行います。状態に合わせ機械浴槽を使用して入浴するこ
とができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機
能回復又はその減退を防止するための機能訓練を実施します。

⑥送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、送迎をした場合は利
用料金が必要です。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）> （契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費
額を除いた金額（自己負担額）と食事・居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さ
い。

①基本利用料

当事業所における要介護別のサービス利用料は以下のとおりです。

介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

当事業所の地域区分と地域単価は、7級地 10.17円です。

そのため、利用料は単位数に10.17円を乗じた金額となります。

※お支払いいただく金額は介護保険負担割合証でご確認ください。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位	451	561	603	672	745	815	884
金額	4,587 円	5,705 円	6,132 円	6,834 円	7,576 円	8,288 円	8,990 円

②食費・居住費

所得の状況		負担 段階	食費	居住費	
				R6.7月迄	R6.8月～
生活保護受給者		1	300 円	0 円	0 円
世帯 全員 が 市民 税非 課税	高齢福祉年金受給者	1			
	前年の合計所得金額+年金収入額 80万円以下	2	600 円	370 円	430 円
	前年の合計所得金額+年金収入額 80万円超 120万円以下	3-①	1,000 円	370 円	430 円
	前年の合計所得金額+年金収入額 120万円超	3-②	1,300 円	370 円	430 円
補給給付の対象ではない方			1,445 円	855 円	915 円

③加算料金

	加算内容	単位	金額		
短期 生活 介護 及び 介護 予防	機能訓練指導員体制加算	12	122 円/日		
	個別機能訓練加算	56	569 円/日		
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,220 円/日		
	介護送迎加算（実施地域のみ）	184	（片道）	1,871 円/回	
	療養食加算	8	81 円/回		
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22	223 円/日		
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	30 円/日		
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	40 円/日		
	生活機能向上連携加算	200	2034 円/月		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		令和6年5月迄	8.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			2.7%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算			1.6%	
	介護職員等処遇改善加算		令和6年6月～	14.0%	
短期 生活 介護	看護体制加算（Ⅰ）	4	40 円/日		
	看護体制加算（Ⅱ）	8	81 円/日		
	看護体制加算（Ⅲイ）	12	122 円/日		
	看護体制加算（Ⅳイ）	23	233 円/日		
	医療連携強化加算	58	589 円/日		
	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	132 円/日		
	緊急短期入所受入加算	90	（利用開始日から7日）915 円/日		

在宅中重度者受入加算 1	421	4,281 円/日
在宅中重度者受入加算 2	417	4,240 円/日
在宅中重度者受入加算 3	413	4,200 円/日
在宅中重度者受入加算 4	425	4,322 円/日
看取り連携体制加算	64	650 円/日
口腔連携強化加算	50	508 円/回

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

月に1回、理容師・美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤実施地域以外の場合や入退所時の自宅以外の送迎費について

送迎に必要な費用は全額自己負担となります。(1,871円)

また、有料道路を使用した場合は、有料道路代の費用は全額自己負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月25日（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに原則として下記の方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・JA きみつ・君津信用組合・千葉銀行

(4) 利用の中止・変更・追加について（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日前日 15 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日前日 15 時まで申し出がない場合	当日の利用料金 10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解除・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画が変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④精神疾患を含む症状等により、他入所者及び事業所に対し危害を及ぼす言動があり、集団生活が困難と判断された場合は契約解除をさせていただく場合があります。
- ⑤医療的な諸処遇（医療行為等）が日常的に必要な場合は高齢者福祉施設の体制上の事由から契約解除をさせていただく場合があります。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④事業所及びサービス従事者は、ご契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束その他行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員 佐藤健太郎
- 苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘
- 受付時間 8:00～17:00
- 電話 0439-69-8400

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

富津市役所介護福祉課	所在地 富津市下飯野 2443 電話番号 0439-80-1262
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7409
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター5F 電話番号 043-246-0294

(3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当事業所の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏（長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

(4) 福祉サービス第三者評価

直近の実施日：平成16年10月12日～平成17年1月8日

評価機関名：株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート

8. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は施設長に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

9. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を行いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①お客様（その家族も含む）が契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にそれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合
- ②ご契約者（その家族も含む）がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合
- ③ご契約者の急激な体調の変化や、深夜、お一人での転倒、ベッドからの転倒事故、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

10. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。また、大きな家具・電化製品及び所持品の数量にも制限があります。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条に参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことができません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

事業所は、サービス提供時において、契約者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

協力医療機関

医療機関の名称	鋸南病院
所在地	安房郡鋸南町保田 359
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、総合外来

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを証とするため、本説明書を2通作成し、契約者、事業所が記入押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 ショートステイサービス金谷の里

説明者職氏名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

契約者 住所 _____
氏名 _____ 印

身元保証人 住所 _____
氏名 _____ 印